

まんのう町立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

まんのう町教育委員会

目 次

1. 現状と計画の趣旨	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1. 現状と計画の趣旨

学校を取り巻く環境は近年、急激に変化している。授業や校務、保護者対応、部活動といった従来の業務に加え、子どもたちが抱える課題の複雑化・多様化に伴い、学校や教職員に求められる専門性はかつてないほど高まってきた。これに比例して業務量も拡大の一途をたどっており、教職員の負担軽減は教育現場における最優先事項となっている。

本町では、令和4年度から働き方改革の方針を定め、在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。その結果、時間外勤務は年々減少しており、一定の成果が現れている。しかし、教育における子どもたちの成長は、教職員一人ひとりの高い使命感と献身的な努力により支えられている側面も大きく、今なお半数以上の教職員において時間外在校等時間が月平均45時間を超えているのが現状である。

教職員が心身ともに健康で、笑顔で子どもたちと向き合う余裕を持つことは、教育の質を維持し、さらなる向上を図るための不可欠な基盤である。そのため、教職員がその専門性を存分に発揮し、子どもたちに質の高い教育を提供するために、『働きやすさ』と『働きがい』を両立できる環境づくりが急務であると考えます。そこで、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画に本町や学校が講じる対策を策定した。

2. 目標

本計画においての目標は、以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月の時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%にする。 (令和6年度：46.6%)
- ・ 1年間における教職員の1か月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。 (令和6年度：48.7時間)

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の有給休暇の取得日数が5日以上 of 教職員の割合を100%にする。
(令和6年9月1日～令和7年8月31日：96.5%)
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を0にする。
(令和6年度：10.5%)
- ・ ストレスチェックにおける質問項目である「働きがいのある仕事だ」の肯定的な回答の割合を95%以上にする。
(令和6年度：87.3%)

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度の4ヶ年

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

文部科学省の「学校と教師の業務の3分類」等を参考に、本町の現状を把握し、計画期間中の重点事項として以下のことに取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

①学校以外が担うべき業務

【現状】

- 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（③関係）
 - ・給食費については、公会計化をしている。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等のうち、学校では対応が困難な事案への対応（⑤関係）
 - ・学校と教育委員会とで情報共有及び連携を密に行うとともに、困難な事案に関しては顧問弁護士や警察との連携を図るなどしている。

【重点事項】

- ◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（①関係）
 - ・学校運営協議会等を通じて、保護者・地域住民による通学路のさらなる見守り活動を推進する。
- ◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（②関係）
 - ・放課後から夜間における見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・学校警察連絡協議会等において、補導等の引き取りについて、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（④関係）

- ・ 地域活動コーディネーター等の活用を推進する。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

【現状】

●調査・統計等への回答（⑥関係）

- ・ 学校事務体制の強化のため、事務の共同実施を定期的に行い、町内の業務の改善に関する情報を共有している。

●ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（⑧関係）

- ・ 令和6年度より町拠点のICT支援員を配置し、日常の支援を行うとともに、町内全ての学校の年度更新作業やデジタル教科書の設定等、業務の一部を担っている。

●部活動（⑬関係）

- ・ 部活動指導員を雇用し、複数の部活動で教員と指導員が連携して地域展開を行っている。

【重点事項】

◆調査・統計等への回答（⑥関係）

- ・ 教育委員会で回答できるものに関しては、学校への依頼をせずに行うなど、学校に配布する書類のさらなる精選を進める。

◆部活動（⑬関係）

- ・ 地域部活動への移行を見据え、部活動指導員の配置拡充を進めるとともに、休日部活動の指導を希望する教員の兼職・兼業化に関する体制の整備を行う。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

【現状】

●給食の時間における対応（⑭関係）

- ・ ランチルームでの一斉指導を行うとともに、食に関する指導を栄養教諭が担っている。

●授業準備、学習評価や成績処理（⑮⑯関係）

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を雇用し、各校に配置している。
- ・ 町講師を配置し、教員一人ひとりの持ち時間数の削減に努めている。
- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減している。

●支援が必要な児童生徒・家庭への対応（⑰関係）

- ・ 支援が必要な児童生徒の状況に応じて、特別支援教育支援員の配置を行っている。
- ・ 就学に関して早期支援教育センターが保護者の相談窓口となり、専門的な知見をもとに学校と連携しながら通級や支援学級につないでいる。

【重点事項】

◆授業準備、学習評価や成績処理（⑮⑯関係）

- ・ 教員業務支援員等のさらなる配置拡充を進める。
- ・ 町講師を継続的に配置し、教員一人ひとりの持ち時間数の削減を進め、教員の専門的な業務の時間を確保する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（⑰関係）

- ・ 特別支援教育支援員の配置をさらに拡充し、教員との連携体制の構築を進める。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を推進し、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

【現状】

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数（小学校4年生以上は年間で1085単位時間以下）や週当たり授業時数について適切な時数の設定を校長会等の場で各校に呼び掛けている。
- ・ 令和6年度より香川県総務事務システムを導入し、事務関係の処理の効率化を図っている。
- ・ 令和6年度より勤務時間外の留守番電話切替時刻の統一を行っている。

【重点事項】

- ・ 各学校の教育課程における授業時数について、年度当初の計画段階で真に必要な時数を適切に設定することを徹底する。
- ・ 当初の狙いが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直しや勤務時間内での放課後の活動時間の設定など、日課表の工夫を進める。
- ・ 各校の電話の録音機能の設置を進める。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

【現状】

- ・ 1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた者に対しては、管理職による面接指導を実施している。
- ・ 長期休業等の期間中に5日以上の学校閉庁期間を設定している。

【重点事項】

- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・ 年次有給休暇を連続して取得できる環境を整えるよう、各学校に対して依頼する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

重点事項に加え、関連的なものとして以下のことに取り組む。


- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関と連携を行う。
- ・ 目標の達成状況は、本町の出退勤管理システムで時間外在校等時間について把握し、その他は、ストレスチェックの結果から把握する。教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる時は、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、定例校長会などの様々な機会を捉えて各学校へ本計画の周知、そして学校間での情報共有を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を得るため町長部局と連携し、業務量管理・健康確保措置の内容について地域にも周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。

学校と教師の業務の3分類

➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、**サービス監督教育委員会**は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「**業務量管理・健康確保措置実施計画**」に反映。

➤ 学校は、**学校運営協議会**等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、**地域・学校ごと**の議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務
<p>1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</p> <p>2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）</p> <p>4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</p> <p>5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</p>	<p>6 調査・統計等への回答 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施</p> <p>7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画</p> <p>8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討</p> <p>9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討</p> <p>10 校舎の開錠・施錠 副校長・教頭に固定せず、機械整備、役割分担の見直し等を促進</p> <p>11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 地域住民等の支援や、輪番等を促進</p> <p>12 校内清掃 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進</p> <p>13 部活動 部活動の地域展開・地域連携を推進</p>	<p>14 給食の時間における対応 食に関する指導については、栄養教諭等が対応</p> <p>15 授業準備 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進</p> <p>16 学習評価や成績処理 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進</p> <p>17 学校行事の準備・運営 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討</p> <p>18 進路指導の準備 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進</p> <p>19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 専門スタッフとの協働等を促進</p>

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画